

提出書類チェックシート

以下の書類は入所申し込みに必要となる書類です。書類が揃っていることをご確認の上、□にチェックをしてください。申込時、必要書類と併せてこのチェックシートを確認し、ご提出ください。

入所申し込みに必要な書類		
全ての方が必要な書類	<input type="checkbox"/> 子どものための教育・保育給付 認定申請書 兼 保育所入所申込書	
保育の必要性を証明する書類（該当する項目のみ） <small>※育児休業延長を許容できるにチェックを入れた方は不要</small>	<input type="checkbox"/> 就労証明書 【 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 】 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <small>※個人事業主等の方(会社を営んでいる方や会社役員の方、家族従業者を含む。)は、以下の書類も必要です。詳しくは「保育園のごあんない」P15をご覧ください。</small> <input type="checkbox"/> 営業証明A(事業の概要を確認できる書類) 【 <input type="checkbox"/>父 <input type="checkbox"/>母 】 <input type="checkbox"/> 営業証明B(継続的に働いていることが確認できる書類、直近3カ月分) 【 <input type="checkbox"/>父 <input type="checkbox"/>母 】 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <small>※派遣社員の方は以下の書類も必要です。</small> <input type="checkbox"/> 労働者派遣契約書または就業条件明示書の写し 【 <input type="checkbox"/>父 <input type="checkbox"/>母 】 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <small>※父または母が会社命令による単身赴任となっている方</small> <input type="checkbox"/> 就労証明書：単身赴任「有」の記載があり、主な就労先住所が遠隔地であるもの <input type="checkbox"/> 遠隔地に住んでいることを証明する書類：居住している物件の賃貸借契約書または直近の公共料金支払領収証など（日付・住所が記載されているもの） </div>	
	就労内定	<input type="checkbox"/> 就労証明書 【 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 】
	妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し（①表紙 ②分娩予定日の記載があるページ）
	疾病・障害	<input type="checkbox"/> 診断書の写し(病名、症状、回復見込み、日中にお子さんの保育が必要である旨の記載があるもの) 【 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 】 <input type="checkbox"/> 障害者手帳の写し両面(お持ちの方のみ) 【 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 】
	介護・看護	<input type="checkbox"/> 介護・看護に関する申立書 【 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 】 <input type="checkbox"/> 介護・看護が必要な状況が分かる書類 【 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 】
	学校等に在学・職業訓練	<input type="checkbox"/> 在学証明書および学生証の写し 【 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 】
	求職活動	<input type="checkbox"/> 求職活動状況申立書 【 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 】 <small>※就労後は就労証明書の提出が必要です。</small>

●以下に該当する場合は、上記のほかにそれぞれ書類を提出してください。

兄弟姉妹で入所(転園)を申し込む方	<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹入所(転園)条件確認表
ひとり親家庭の方(いずれかひとつ)	<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(受理証明書)、児童扶養手当証書、事件係属証明書(調停期日通知書)
お子さんまたは保護者が4級(4度)以上の心身障害者手帳を所持する場合	<input type="checkbox"/> 障害者手帳の写し(両面)
お子さんを保育施設などに預けている場合 (認証保育所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり)	<input type="checkbox"/> 受託証明書 <small>※一時預かり、ベビーシッターを利用中の場合は、申込締め切り日まで預けている実績がわかる書類を添付してください。</small>
生計中心者が失業中の場合	<input type="checkbox"/> 離職票の写し
お子さんが疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどを有する場合	<input type="checkbox"/> 健康状態調査書 ※申し込み時にご相談ください。
転入予定の方	<input type="checkbox"/> ① 中央区への転入誓約書 <input type="checkbox"/> ② 不動産の売買(賃貸借)契約書の写し <input type="checkbox"/> ③ 申込児童の生年月日が確認できる書類 <small>※①～③のいずれも提出が必要です。 ※②の提出ができない場合は、①の下部証明欄に証明を受けたものをご提出ください。 ※上記書類には転入予定日、転入先住所、転入者氏名(全員分)の明記が必要です。</small>

月極延長保育の申し込み	必要書類
	<p>入所申し込みと併せて月極延長保育を希望する方は、表面に記載の必要書類に加えて以下の書類が必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 月極延長保育申込書 <input type="checkbox"/> 直近3カ月の会社を退勤した時間がわかる書類</p> <p>※1 区内在住で1歳児クラス以上のお子さんが利用できます。 ※2 詳しくは「令和6年度保育園のごあんない」P18をご確認ください。</p>

●保育料を算定する書類です。以下の表を確認して該当する書類を提出してください。

所得を証明する書類	令和5年1月1日以前から中央区に住民登録がある方	年末調整(給与所得者)、確定申告により、住民税を申告済の方は証明書類の提出は必要ありません。 (※申告していない方で配偶者の扶養に入っていない場合は住民税を申告し、住民税課税(非課税)証明書をご提出ください。)		
	令和5年1月1日現在、中央区に住民登録がない方	①海外からの転入等により日本で課税されない方	令和4年分(1月～12月)年間収入申告書及び給与支給証明書	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母
		②生活保護を受けている方	生活保護受給証明書	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母
	令和6年4月～8月利用希望	上記①②に該当しない方	令和5年度住民税課税(非課税)証明書 ※令和5年1月1日現在、住民登録のある区市町村で発行可	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母
	令和6年1月1日現在、中央区に住民登録がない方	①海外からの転入等により日本で課税されない方	令和5年分(1月～12月)年間収入申告書及び給与支給証明書	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母
		②生活保護を受けている方	生活保護受給証明書	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母
		上記①②に該当しない方	令和6年度住民税課税(非課税)証明書 ※令和6年1月1日現在、住民登録のある区市町村で発行可	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母

※祖父母等の20歳以上65歳未満の方が同住所にいて、かつその方が「家計の主宰者」と判断される場合は、その方の所得を証明する書類の提出が必要となる場合があります。

●申込書に関する事項

「保育園入所申込みに関する重要事項確認書」の内容を確認し、世帯主署名欄に自署しました。

【注意事項】

- ① 提出書類は利用希望月の提出期間内に全てご提出ください。
- ② 提出書類の不備または不足がある場合は利用調整の対象外になることがありますので、期間に余裕をもってご提出ください。その他必要に応じて書類を提出していただく場合があります。
- ③ 提出期間後に提出された書類は翌月以降の利用調整の対象となります。

申込者(保護者)署名 _____